

令和8年2月12日
社会教育委員会議資料 生涯学習課



SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

富田林市スポーツ推進計画

概要版

(素案)

令和8(2026)年3月

 富田林市



1. 計画の策定にあたって

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものであり、体力の維持・向上、体重管理、自己免疫力の向上、ストレス解消等、心身の健康の保持増進に様々な効果が期待できます。そのため、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツそのものが有する価値、「ともに」行き(「集まる」)、「つながり」を感じること(「つながる」)、心身の健康増進等といったスポーツの価値を高めていく必要があります。

また、スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるものであり、スポーツを支える土台としてのコンディショニング(最高の能力を発揮出来るように精神面・肉体面・健康面などから心身の機能を調整すること)や、その方法としての多様な目的を持った運動(エクササイズ・トレーニング)とともに、人間の潜在的な身体能力を開拓するものと捉えることができます。

さらに、目的を定めた心身に多様な変化を与えるスポーツや運動の実施は、スポーツや運動の効果を高めることができ、それによってライフパフォーマンスの向上(それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態)を目指すことにより、健康の保持増進はもとより、QOL(Quality of Life:生活の質)を高め、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与し、更にスポーツの価値を高めることが期待されます。

富田林市においては、これまでも独自の様々な体育振興、スポーツ推進を行ってきましたが、市民のスポーツに関する意識やスポーツ施設の利用状況等から、スポーツを取り巻く現状を把握するとともに、課題や問題点を分析し、令和7(2025)年に改正されたスポーツ基本法や、国の「第3期スポーツ基本計画」及び大阪府の「第3次大阪府スポーツ推進計画」を参酌した、本市の実情に即したスポーツに関する施策についての基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示すために「富田林市スポーツ推進計画」(以下「本計画」といいます。)の策定するものです。

計画の位置づけと期間

- 本計画は、スポーツ基本法第10条(地方スポーツ推進計画)の規定に基づく推進計画であり、国の「スポーツ基本計画」や大阪府の「大阪府スポーツ推進計画」を参酌するとともに、本市の最上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」等、関連する計画との調和や整合を図り策定するものです。
- 本計画の期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢等の変化に対応するため、中間年の令和12(2030)年度に必要な応じて見直すものとします。

計画における「スポーツ」の捉え方

本計画が対象とする「スポーツ」とは、スポーツ基本法や国の「第3期スポーツ基本計画」、大阪府の「第3次大阪府スポーツ推進計画」を踏まえ、競技スポーツとして実施されるものだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや軽い体操、キャンプ・サイクリング・ハイキングなどのレクリエーションスポーツやアウトドアスポーツ、介護予防のためのトレーニング、徒歩での移動やエレベーターなどを使用せず階段を積極的に利用するなどの意識的に行う運動など、様々な形で自発的に楽しむ身体活動全般を幅広く「スポーツ」と捉えます。



2. 計画の基本的な考え方

基本理念

本計画では「誰もがスポーツを楽しみ みんながつながり 健康で笑顔あふれるまち 富田林」を基本理念に掲げ、人種や年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず誰もが生涯にわたりスポーツを気軽に楽しむことができ、スポーツを通じて人々との交流が深まり、健康でいきいきとした生活を送ることができるまちづくりを目指します。

誰もがスポーツを楽しみ
みんながつながり
健康で笑顔あふれるまち 富田林

基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、本市のスポーツ推進を図ります。

基本目標1 ライフステージに応じたスポーツをする機会の創出

- 施策の方向性1 こどものスポーツの推進
- 施策の方向性2 働き盛り・子育て世代のスポーツの推進
- 施策の方向性3 高齢者のスポーツの推進

基本目標2 スポーツを通じた共生社会の実現

- 施策の方向性1 パラスポーツの推進
- 施策の方向性2 生涯スポーツの普及促進
- 施策の方向性3 スポーツによる交流の推進

基本目標3 地域でスポーツを楽しむ環境づくり

- 施策の方向性1 気軽にスポーツを楽しめる環境の整備
- 施策の方向性2 スポーツ情報の充実
- 施策の方向性3 地域のスポーツ関係団体との連携強化

基本目標4 スポーツによる人とまちの活性化

- 施策の方向性1 地域のスポーツをささえる人材の育成と活躍推進
- 施策の方向性2 スポーツによる地域活性化

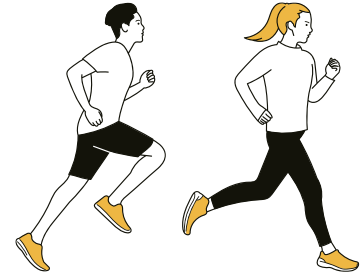


3. 施策の展開

基本目標 1

ライフステージに応じたスポーツをする機会の創出

すべての市民が自身のライフスタイルや環境等に応じて、自分に合ったスポーツを生涯にわたって楽しむことができるよう、こどもから高齢者まで、ライフステージに応じ、気軽にスポーツを楽しむことのできる機会を創出していきます。



数値目標

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.6%	70.0%
運動やスポーツを実施することが好きな中学生の割合	78.6%	90.0%

施策の方向性1 こどものスポーツの推進

こどもが楽しく身体を動かせる環境づくりを進めるとともに、体力・運動能力の向上と健康な身体づくり、競技スポーツへの取組を支援します。

また、地域連携による部活動改革の動向を踏まえつつ、地域スポーツ団体等との協働により、こどもにとって望ましいスポーツ環境の構築を図ります。

【具体的施策】

- (1) こどものスポーツ体験機会の充実
- (2) こどもの体力向上のための取組
- (3) 運動部活動の方向性の検討

施策の方向性2 働き盛り・子育て世代のスポーツの推進

働き盛り・子育て世代に向けて、隙間時間でできる運動や親子で参加できる事業など、日常的にスポーツへアクセスできる環境づくりと情報提供を進めます。また、企業のスポーツ推進を促す「スポーツエールカンパニー」制度を市内事業所へ周知し、スポーツ実施の社会的機運を高めます。

【具体的施策】

- (1) 働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出
- (2) スポーツエールカンパニー制度の周知

施策の方向性3 高齢者のスポーツの推進

高齢者が気軽に参加できるスポーツ機会を創出し、社会参加・健康づくり・生きがいづくりを促進します。また、スポーツによる健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

【具体的施策】

- (1) 高齢者のスポーツの機会の充実
- (2) 介護予防事業との連携

基本目標 2

スポーツを通じた共生社会の実現

人種や性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに取り組める機会や、障がいのある人とない人がスポーツを通じて交流できる機会を提供することで、共生社会の実現を目指します。

また、地域社会全体におけるパラスポーツへの理解を促進していきます。



数値目標

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
過去に一度でもパラスポーツを体験したことがある成人の割合	7.5%	17.5%

施策の方向性1 パラスポーツの推進

障がいのある人もない人も魅力に触れられる機会を提供し、理解促進と参加のきっかけづくりを進めます。また、誰もが継続的にスポーツに親しめる環境整備を図り、施設利用の理解促進や関係団体との連携により、共に楽しめる場づくりを推進します。

【具体的施策】

- (1)パラスポーツの理解・啓発
- (2)障がいのある人がスポーツを実施できる環境の整備

施策の方向性2 生涯スポーツの普及促進

地域のつながりづくりとスポーツの関心・習慣化を促し、誰もが気軽に楽しめる機会を広げます。また、女性の意見を反映した環境整備を進め、女性を含む市民全体のスポーツ実施率向上に取り組まします。

【具体的施策】

- (1)誰もが参加できるスポーツイベントの開催
- (2)気軽に参加できるスポーツ環境の整備

施策の方向性3 スポーツによる交流の推進

年齢・性別・障がい・国籍に関わらず誰もが楽しめるインクルーシブスポーツや e スポーツの推進により、すべての人がスポーツに参加できる機会を創出します。また、スポーツ団体同士や文化芸術分野との交流を通じてスポーツの社会的役割を広げ、共生社会の実現につなげます。

【具体的施策】

- (1)インクルーシブスポーツの推進
- (2)スポーツを通じた交流の促進

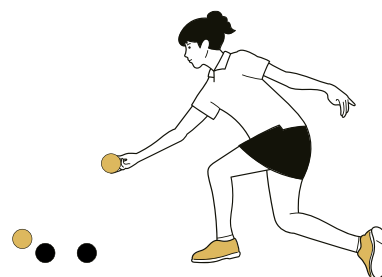
基本目標 3

地域でスポーツを楽しむ環境づくり

市民が地域で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設の安定的な運営に取り組むとともに、生活に身近な場所でスポーツができる環境を充実します。

また、地域で実施されている多くの取組等について情報提供の充実に努め、市民が地域スポーツ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

さらに、民間事業者等を含む多様な関係団体との連携を進めます。



数値目標

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
スポーツ施設利用者数(年間)	574,668人	760,000人

施策の方向性1 気軽にスポーツを楽しめる環境の整備

誰もが安全・快適に利用できるよう、利用しやすいスポーツ施設環境の充実を図ります。

また、産学官連携による市内スポーツ施設の共有・活用体制を進めるとともに、ウェブ予約システムの周知を強化し、市民が気軽に施設を利用できる環境を整え、指定管理者との協働によるサービス向上やイベント企画を推進し、学校体育施設の開放を通じて、市民のスポーツ機会を広げます。

【具体的施策】

- (1)誰もが利用しやすい施設環境の整備
- (2)スポーツ用器具の整備・充実
- (3)指定管理者による管理・運営の充実
- (4)学校体育施設の活用

施策の方向性2 スポーツ情報の充実

スポーツの魅力や関連情報を多様な媒体と関係団体への直接的な発信で効果的に届け、市民が「する」、「みる」、「ささえる」、「集まる」、「つながる」等あらゆる形で参加しやすい環境づくりを進めます。

【具体的施策】

- (1)スポーツを「みる」ことの魅力発信
- (2)効果的な情報発信

施策の方向性3 地域のスポーツ関係団体との連携強化

スポーツ関係団体のガバナンス強化や多様な人材の登用を促しつつ、産学官連携やアスリートとの交流・指導を通じて、市民がスポーツの魅力に触れられる持続可能なスポーツ環境を整備します。

【具体的施策】

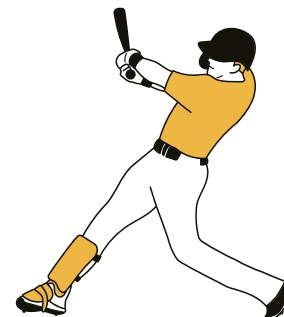
- (1)スポーツ関係団体のガバナンス強化
- (2)アスリートと直接触れ合うことができるイベントの実施
- (3)産学官連携によるスポーツ環境の創出

基本目標 4

スポーツによる人とまちの活性化

地域においてスポーツ活動をささえる担い手の確保に向けて、ボランティアや指導者等の人材の育成を図るとともに、活動の継続に向けた支援に取り組みます。

また、スポーツを通じた人と人とのつながりを創出し、まちのにぎわい創出や地域の活性化を目指します。



数値目標

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
過去1年間にスポーツボランティアを行った成人の割合	4.9%	10.0%
成人の年1回以上のスポーツ直接観戦率	19.5%	25.0%

施策の方向性1 地域のスポーツをささえる人材の育成と活躍推進

指導者育成や研修の充実、スポーツ推進委員・学生ボランティアの活躍機会の創出を通じて、地域でスポーツを支える人材を計画的に育成・確保します。

また、体罰・暴力の防止などスポーツ・インテグリティの確保に向けた啓発を進め、健全で持続可能な地域スポーツ環境を整えます。

【具体的施策】

- (1)指導者の育成・確保
- (2)スポーツ推進委員の活躍の推進
- (3)大学等との連携による地域のスポーツを支える人材の拡充

施策の方向性2 スポーツによる地域活性化

地域資源を活かしたスポーツイベントや大会の誘致・開催を通じて交流人口を拡大し、スポーツとまちの魅力を結びつけた地域活性化を進めます。

また、アンバサダー発信やウォーキングイベント等により、本市に対する愛着を高めつつ、世代を超えて心地よく交流できる環境づくりを推進します。

【具体的施策】

- (1)地域を活性化させるスポーツイベント等の実施
- (2)スポーツツーリズムの推進

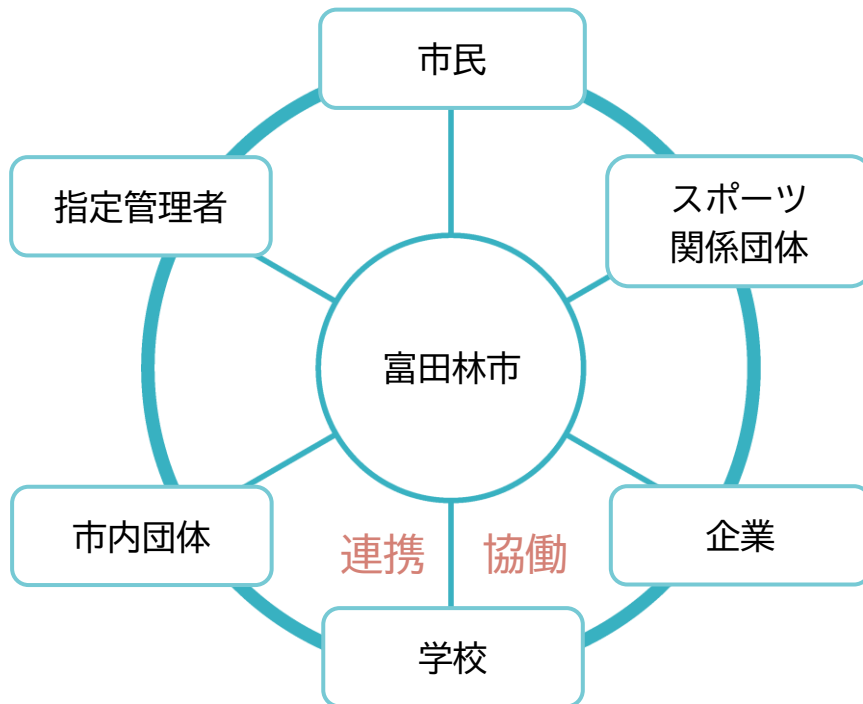


4. 計画の推進に向けて

推進体制

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、本市のみならず、指定管理者、市民、スポーツ関係団体、市内団体、学校、企業など多様な主体がそれぞれの立場から連携、協働して取り組む体制の構築が不可欠です。

本市は、各機関と連携、協働を図りながら、地域一体となって本計画の推進に取り組めます。



進行管理及び評価体制

本計画の進捗状況については、策定委員会を年1回程度引き続き開催し、PDCA サイクルに基づいて定期的な点検、評価を行います。評価結果や社会情勢の変化、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画期間の中間年に計画の見直しを行います。

富田林市スポーツ推進計画

(令和8(2026)年度～令和17(2035)年度)

【概要版】

発行年月:令和8(2026)年3月

発行:富田林市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒584-0032

大阪府富田林市常盤町16-11

Topic(富田林市きらめき創造館)

Tel 0721-26-8062 Fax 0721-26-8064